

## 第 I 章 野生鳥獣対策に必要な共通認識

鳥獣害発生現場で被害防止対策を推進するためには、担当者自らが、きちんと被害の本質を理解しておくことが極めて重要です。現場からの「何とかしてほしい」という要望に対し、短絡的に柵設置事業や駆除のみで対応することは抜本的な解決につながらないばかりか、農家の自立的な対策の芽をつみ取り、かえって行政不信をつのらせることもあるのです。1) なぜ野生鳥獣の集落への進出が激化するのか、2) 被害とは何を意味し、農家が求める対策とは何か、といった点について、被害防止を推進するすべての関係者が共通の認識を持ってあたるのが最も重要です。

### 1. 野生鳥獣の増加に対する共通認識

ここでは、野生鳥獣の集落への進出が激化する原因について述べます。1) ~ 3) は集落でおきている事実、4) はなぜそうしたことが起きるのかという理由です。

#### 1) 野生鳥獣の進出

野生鳥獣はペットと異なって自由に行動しますが、やみくもに餌を探して動き回っているわけではありません。それぞれが餌場と認識する一定の行動域をもってその中で生活しています。餌が豊富であれば、行動域は小さくて済み、反対に餌が少なければ、広い行動域を持たないと生きてゆけません。つまり、同じ面積でも餌が豊富であればあるだけ、より多くの野生鳥獣が生きてゆけることとなります。したがって、ある集落で野生鳥獣の来襲する回数や頭数が増加するというのは、より多くの野生鳥獣がその集落を<よい餌場>と認識して住み着けるほど多くの餌がある事になります。

一部では山林の人工林化、奥山開発などで行き場を失った山の動物が集落を襲うと言う人もいます。確かにそれらが野生動物の行動パターンを変化させ、集落に来るきっかけとなった可能性はあります。しかし集落に来ても餌が食えなければ集落を餌場と認識することはありません。

このことは、野生鳥獣側ではなく、集落側に、<よい餌場>と認識させ、野生鳥獣を引き寄せ増やしてしまうという原因があることを示しています。

#### 2) 野生鳥獣の人慣れ学習

野生鳥獣は警戒心があって集落になかなか近寄りません。しかし、何かのきっかけで集落の近くで餌が食えたとすると、あそこに行けば安心して餌が食えたと学習をします。そうした学習を何度も積みかねて、その集落はよい餌場だと認識するようになり、次第に集落に来襲する回数が増加します。回数が増すにつれ、

刈り払い機やトラクターのエンジン音、話し声や犬の鳴き声、車や人の気配があ

っても、それらは自分に危害がおよぶものではないことも学習していきます。こうした人慣れ学習が進めば進むほど、より大胆に集落内で餌を探すようになり、ますます多くの餌を得ることになります。やがて、集落や周辺の竹藪、休耕地、放任果樹園などが安全な潜み場であることを学習し、集落周辺で繁殖場所をつくりま

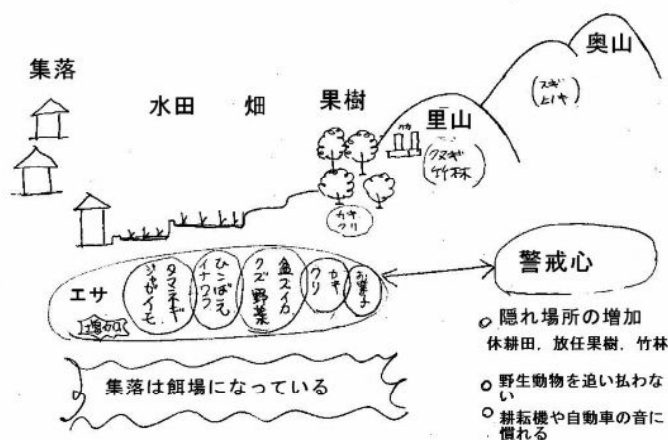


図 野生獣の人慣れのイメージ

### 3) 野生鳥獣の増加

人慣れ学習が進み、集落で効率的に多くの餌を得ようになると、野生鳥獣の栄養状態がどんどん良好になります。ことに、野生鳥獣にとっては最も餌の不足する過酷な厳冬期であっても、集落やその周辺には豊富で栄養価の高い餌が存在するため、体力を消耗することなく越冬できるようになります。このため初産年齢の低下や乳幼児の死亡率の低下、長寿化などが進行し、個体数の増加に拍車がかかります。さらに、車や人の気配があたり前の繁殖場所で生まれた次世代の野生鳥獣にはそれがあたり前の生息環境となり、ますます集落に依存する野生獣が増えるという悪循環が出来上がってしまうのです。



写真 水田のすぐ近くまで現れたイノシシ親子

### 4) 集落に餌が増加した原因

ここでは、集落で餌が増加した原因について、きちんと整理しておきます。

#### ア) 野生鳥獣への配慮を欠いた農業形態

戦後の食料難の時代以降、野生鳥獣が激減し、野生鳥獣による農作物被害がほとんど問題とならなかつた期間に農業形態は大きく様変わりしました。農地及び農道の拡張や整備、トラクターやコンバイン、刈り払い機など高性能の農業機器類や生産性の高い品種の普及が急速にすすみました。10月には収穫を終えてしまふ稲作、家族で数ヘクタールを管理する果樹栽培や周年出荷が可能な野菜栽培など、すべての今日的な農業形態が、野生動物への配慮など必要のない時期に構

築されたのです。

例えば、昭和 30 年代まで、稲刈りは 11 月中旬以降に行われ、畦畔の除草は鎌で行われていました。12 月～1 月に水田や畦畔で緑草が繁茂することはなかったのです。しかし、現在では、本県の稲刈りは 10 月が中心です。そのまま放置された水田、稲刈り直後に耕起された水田、稲刈り前に刈り払われた畦畔のいずれでも、厳冬期に緑草が繁茂します。シカやサルから見れば無尽蔵とも言える緑草が集落にさえ行けば手に入るのです。また、果樹や野菜産地でもクズ果や残さが無造作に畦畔や谷などに投棄されています。さらに秋の雑草刈り払いや表土耕耘によって厳冬期に緑草で覆われる果樹園も少なくありません。これだけ野生鳥獣が問題となりながら、あらゆる圃場で、野生鳥獣への配慮を欠いた形態で、過去とは比較にならない程の餌を生みだしながら現在の農業生産システムが稼働しているといっても過言ではありません。このことが、集落で鳥獣害が増加する最大の原因だという認識が重要です。

#### イ) 情報提供の不足

本来なら、被害が出始めた段階でア) で述べたような大量の餌が野生獣を引き寄せ、増殖を進めている事実や、農作業の時期や方法をどう工夫すればよいのかといった具体的な営農手法の改善についての情報提供がなされなければならなかったのです。しかし、鳥獣害対策では長年にわたり、有害駆除や大がかりな捕獲檻、恒久柵等の設置事業などが優先されてきました。こうした対策は、農家がただちに自ら取り組めるものではないため、「鳥獣害対策は国、県や市町村にやってもらわなければならない。」といった思いを醸成してしまったといえます。〈よりよい餌場〉と認識させないため、「収穫しなくなった庭先果樹は伐採する」「入会地の草刈りでは、果樹などの自生苗を見つけても残さないで雑草とともに刈り払う」「収穫終了後のスイカ圃場を長期間放置する場合は残果だけ叩き割っておく」「墓の供え物は持ち帰る」といった些細だけれど、より身近で農家がただちに取る情報情報がまったく提供されていませんでした。このため、農家自身が〈よりよい餌場〉作りをしないために何ができるかと考える習慣が消滅し、〈よりよい餌場〉作りを進めてしまったといえます。

被害増加の一因として、高齢化による過疎化、耕作放棄地の増加などが指摘されることもよくあります。しかし、もし本当に現場でそうした事実があるなら、「高齢であっても鳥獣害を防ぎながら管理できる栽培技術」「潜み場、増殖場になりにくい耕作放棄地管理技術」などを開発し情報提供や技術支援を行うといった対応が不足していたと言えるでしょう。

## 2. 被害対策についての共通認識

鳥獣害に対しさまざまな対策がとられてきたにも関わらずなかなか被害が防止

できない理由は、駆除や柵設置など、いずれもやってくる野生鳥獣を何とかしようという対症療法的な対策であったためです。これらの対策は、野生鳥獣を引き寄せ増やしてしまう集落環境を改善するという抜本的な対策と併用しない限り、被害防止は望めません。

なお、以下に述べる内容は 1980 年代から病害虫対策で奈良県が実施してきた栽培者－圃場系の概念と人的要因を対象とした検証手法を 1998 年以降、鳥獣害対策チームでも採用し、実施した実態調査をもとに構築したもので、同年度の研修以降、各研修会資料、事業報告のほか一般図書でも公表しました。現在では他府県でも広く利用されています。

### 1) 目標の一元化による対策の体系化

先に述べたとおり、被害は野生鳥獣がその集落を<よい餌場>と認識することで起こりはじめ、激化していきます。抜本的な対策を進めるには、目標を**野生鳥獣に集落を<よい餌場>と認識させないこと**と一元化し、すべての対策をこの目標を達成するための手段と位置付けて体系化することが重要です。目標を一元化することで、対策は以下のような優先順位で体系化できます。

#### 順位 ① (みんなで勉強)

野生鳥獣の生態や習性を知り、何が<餌付け>なのかを集落のみんながまず理解することが重要です。集落にある餌は「食えば人間が被害だと怒る餌」と「いくら喰っても人間が怒らない餌」の2種類に分かれます。例えば稲刈り前の穂は前者ですが、稲刈り後の再生茎葉や穂は後者、スイカの本玉は前者ですが投棄したツジナリ果は後者、出荷するカキは前者ですが、放任果樹園や廃屋の庭のカキは後者といった具合です。また、圃場の葉菜は前者ですが、畦畔雑草も後者です。集落内で、前者と後者のいずれを野生鳥獣が食っても、それが餌付けなのです。こうしたことが理解できると、「山際に野菜の余り苗を植えてやれば少しでも被害が減るだろう」という考えがとんでもない間違いだということも分かるはずです。

#### ② (守れる圃場、守れる集落への変身)

野生鳥獣が来襲することを前提とし、餌場としての価値が低くかつ守りやすいように、圃場や集落の環境を改善することが大切です。

入会地の自生果樹、収穫もしなくなった庭先果樹などは果実や茎葉が

餌源となるだけでなく、野生鳥獣の接近を助ける遮蔽物となるので、できるだけ抜去、伐採に努めます。

また、使用していない鶏舎、野小屋が放置されその屋根までカボチャやキウイフルーツのツルが繁茂するといった例も少なくありません。こうした環境をそのままにしているのは、いくら駆除や追い払いを行っても努力が報われることはありません。



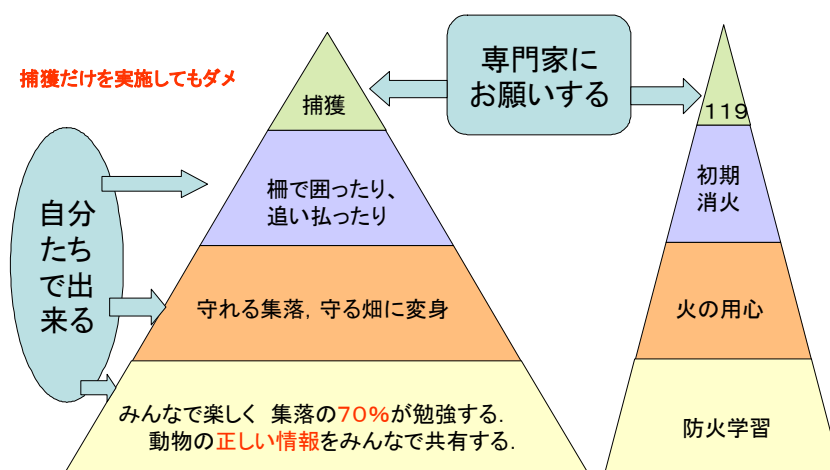
### ③（柵で囲ったり追い払ったり）

柵はあくまでも集落の中にある多数の餌のうち、柵内のものだけを手に入れにくくするだけの嫌がらせ手段のひとつにすぎません。また、追い払いは追い払い部隊や熱心な一握りの人がやるだけでは、「せっかく来たけど今回は追われて食えなかった」という失敗経験を1回させるだけの手段にすぎません。しかし、集落みんなが日常的にやることで、人間は怖い、集落は恐いという学習を何度もさせることができます。

### ④駆除（個体数管理）

これらを火事に例えると、①～②は防火、③は初期消火、④は消防による消火活動ということになります。①、②が欠落しているはいくら③、④をやっても火災件数は減りません。

## 自分たちでできる鳥獣害対策



## 2) 具体的な対策の進め方

対策を推進するにあたっては、まず担当者自身が以下の点について自覚しておく必要があります。

#### **ア) あくまでも自立支援**

鳥獣害対策の支援は、自立的に対策を実施できる農家を育成するものでなくてはなりません。長年にわたって習慣となってきた作業時期や方法を変えてもらったり、新しい技術を導入するわけですから、魅力ある動機付けとなるような対策メニューを準備する必要があります。

例えば、単に放任果樹の伐採を強いるのではなく、増収や省力化、高齢者にも可能な栽培技術などを盛り込んだ営農意欲、被害防止意欲の維持につながる内容にしてください。入会地の自生果樹や放任果樹園の果樹を伐採する場合でもチップ堆肥化、ホダ木化して分け合うといったオプションの準備された取り組みが有効です。

#### **イ) 複数チャンネルで情報提供**

担当者が熱心なあまり、鳥獣害に特化した対策研修を地域で繰り返すと、受講者が熱心な一握りの住民に固定化することもあります。栽培講習会や生育巡回調査の際に肥培管理、病虫害対策などとともに鳥獣害対策を盛り込む、剪定講習会で鳥獣から守りやすい樹形への改善実習を行う、老人会や農協婦人部の活動など他の集会に組み込んでもらうなど方法を工夫し、情報提供を複数チャンネルで繰り返すことが重要です。〈みんなで勉強〉が集落人口の70%に達すると、不要樹の伐採などの合意形成や追い払いの協力が定着し対策は著しく進展します。

#### **ウ) 誰もが参画できるメニュー作り**

同じ集落でも、栽培品目、圃場の規模、投入可能コストそして農家の年齢、性別、体力、過去の経験はすべて異なるといっても過言ではありません。対策メニューはだれもが参画できる内容を盛り込むことが大切です。

また、地域によってもきめ細かな配慮が必要です。例えば施設栽培地域では多くの方がハウス資材の切断加工、組み立て固定などの取り扱いに慣れていますが、しかし、山間の自家用菜園地域では、鉄パイプを切断加工したことのある人は極めて少ないといえます。同じ柵作り実習でも、そうした受講者の過去の経験の有無などにも配慮することが大切です。

### **3. 野生動物との接し方のルール**

集落に暮らす人以外に集落を訪れる一般の観光客などにも野生動物との接し方のルールを理解してもらうことも大切です。

#### **1) 餌付けはやめよう**

野生動物に人間が与えるおいしい餌を与えると、人慣れが進みます。成猿が人

の食べ物に慣れるのは少し時間がかかるそうですが、子サルのは人の食べ物の味をすぐに覚えてしまい、一生、人の食べ物に依存することになります。餌を与えることが、集落の鳥獣害を拡大する引き金になることを一般の方にも理解してもらうようチラシやポスターなどで呼びかけるなどの対策も必要です。また、人間と共通の病気を持つ動物があるため、病気を移す危険性もありますから注意が必要です。



## 2) 飼育動物は最後まで責任を持って飼育する

外国の野生動物が輸入されているいろいろな目的で飼育されています。しかし、飼育から逃げ出した（逃がされた）個体が自然繁殖して、国内の自然生態系をかく乱する事例が増加して、特定外来生物による生態系に係る被害防止法が制定されました。この法律で特定外来生物に指定されると、飼育、輸入、譲渡などが禁止されます。例えば、北アメリカ原産のアライグマはペットとして人気がありますが、成獣になると気が荒いため飼育するのが難しく、野外に逃がして、自然界で増殖して問題になっています。他にも、ヌートリア、マングースなども野生化しています。動物を飼育するのなら、最後まで責任を持って見てやることです。どうしても飼育できない時は、別の飼育者を捜すか、購入した業者に引き取ってもらうなど、最後まで飼育者の責任を果たしましょう。



写真 野生化したアライグマ

## 3) 捕獲について

何らかの理由で鳥獣を捕獲しなければならない場合もありますが、捕獲については法律で規制されていますので、十分に注意して行う必要があります。在来の野生動物の中には絶滅危惧種になっているものもあります。

野生動物（ノライヌ、ノラネコ、ネズミ類、モグラ類を除く）は、鳥獣保護法等によって捕獲することが規制されており、むやみに捕獲できません。シカやイノシシなどの狩猟動物は、狩猟免許、狩猟用具、猟期、場所等が定められていますので、猟期以外の駆除は出来ません。ただし、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣害は有害鳥獣駆除として市町村の許可を得て捕獲することが出来ます。この場合、原則として捕獲者は狩猟免許を受けた者に制限されています。くわしくは第七章を参照してください。